

北海道 IoT・データ活用推進事業への申請を行う事業者の皆様へ

令和3年度北海道 IoT・データ活用推進事業の申請を行うにあたり、次の事項について留意してください。

1. 補助対象分野

補助の対象となるものは、新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けた地域課題のうち、次の分野に当てはまるものです。

- (ア) 農林水産
- (イ) 観光・交通
- (ウ) 生活・福祉

2. 事業計画書に記載すべき事項

- (ア) 新型コロナウイルスの感染拡大による課題解決
- (イ) 現状と IoT の実装による効果
- (ウ) IoT で取得できるデータとその活用方法

3. 事業を行うための費用

(ア) 需用費（消耗品）と備品購入費の違い

基本的には税法上の消耗品（需用費）、固定資産（備品購入費）の分けでいいです。

事業で物品を購入する場合、固定資産台帳で管理する物品（10万円以上かつ複数年使用するもの）については、耐用年数のうち事業を行う1年分のみが補助の対象となります。

会社で決められた耐用年数または、法定耐用年数を使用し、減価償却率を考慮します。

固定資産でも事業終了前に廃棄する場合は、購入費を全額補助対象とします。

(イ) 完了までに請求書が準備できない場合

事業完了までに支払いを終了している必要はありませんが、請求書が準備できない場合には、金額の根拠となる書類が無い場合補助の対象とすることができません。

(ウ) 当初の交付決定額からの事業費に変更がある場合

最終事業費が当初事業費から変更となる場合、交付決定を変更する必要があります。増減の率や、増か減かで、変更に係る事務手続き期間に違いがありますので注意してください。

なお、事業費の確定は、できるだけ余裕を持って進めることとし、事業金額は早めに道庁担当者へお知らせください。

- ① 20%以内の減額となる→事務期間は1週間以内です。
- ② 20%以内の増額となる→事務期間は10日～2週間程度です。
- ③ 20%以上の増減がある→補助金の確定の前に、事業費の変更手続きが必要です。遅くとも事業完了の1ヶ月前には金額を道庁担当者へお知らせください。

4. 事業の進捗の報告

事業の進捗は、こまめに（月1回程度）道庁担当者へお知らせください。

また、進捗の遅延等があれば、速やかにお知らせください。事業実行が困難になり、事業目的が達成できなくなった場合には、事業を「廃止」することがあります。（「廃止」の場合、補助金を支払うことはできません。）

5. 取得したデータのオープンデータ化

事業内のIoTで取得したデータはオープンデータとして公開し、広く活用してもらうことがこの事業の目的の一つでもあります。

取得したデータに個人情報が含まれる場合、マスキングやグルーピング等を行い、個人情報を除去して公開します。

また、事業報告書には、データの活用方法の提案も行うこと。

データの形式、公開方法などは事業ごとに協議しますので、道庁担当者と打ち合わせを行うこと。

以上